首都圏における東美濃の中山道プロモーション業務委託

プロポーザル公募要領

令和6年1月19日

東美濃歴史街道協議会

第1 募集の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 第2 プロポーザルに係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3 評価に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4 契約についての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・7
第5 業務の適正な実施に関する事項・・・・・・・・・・・8 1 関係法令の遵守 2 業務の一括再委託の禁止 3 個人情報保護 4 守秘義務
第6 業務の継続が困難となった場合の措置について・・・・・・・・8 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難なった場合 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合
第7 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・8
第8 問い合わせ先 ・・・・・・・・・・・・・・9
別表 評価項目及び評価基準・・・・・・・・・・・・・・・10

首都圏における東美濃の中山道プロモーション業務委託 プロポーザル公募要領

本業務は、リニア中央新幹線(以下「リニア」という。)開業に向け、開業により東美濃地域へのアクセス性が飛躍的に向上する首都圏に対し、中山道の起点である日本橋近辺における東美濃地域の食や歴史、文化について紹介するイベントの開催等のプロモーションを実施し、認知の向上と当地への誘客を図るものです。

本事業は、プロポーザル(企画提案)方式により委託先を選定することとし、この公募要領は 委託業務の内容、プロポーザルに当たっての参加要件及び選定手続きを定めたものです。

第1 募集の内容

1 委託業務名

首都圏における東美濃の中山道プロモーション業務委託

2 業務内容

別添「仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)までの間

4 委託費の上限

2,500,000円(消費税及び地方消費税含む)

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人 (法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・ 財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人等の法 人格の種類は問わない。以下「単独法人等」という。)又は複数の法人等で構成される団体(以下「共同体」という。)であることとします。

単独法人等にあっては、以下(1)~(9)までのすべての要件を満たしていることが必要です。

共同体にあっては、すべての構成員が(7)、(8)を除くすべての要件を満たすことが必要であり、また、代表構成員は(7)の要件を満たすこととし、(8)の要件については構成員のいずれかが条件を満たすことが必要です。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む)に、次のア又はイのいずれかに該当す

る者がないこと。

- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日か ら2年を経過しない者
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続き開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公正事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
 - ウ 破産法 (平成16年法律第75号) に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされている破産事件に係るものを含む。)
- (4) 評価会議の日において、恵那市入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。かつ、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る 入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 評価会議の日において、恵那市から「恵那市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。かつ、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。又、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。かつ、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 評価会議の日において恵那市の指名業者登録名簿又は岐阜県の入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されているものであること。
- (8) 法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式1に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4版 (一部A3版資料折込使用可)とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

日本橋近辺とは、東京都区部の中山道沿線周辺を指し、東美濃地域とは、東美濃7市町(多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市及び御嵩町)を指します。

(1)業務の実施計画

- ア 全体のPR戦略の策定
- イ 地域の食や歴史、文化について紹介するイベントの開催
 - ・日本橋近辺において、東美濃地域の中山道宿場町や街道沿線を中心とした地域の食や歴 史、文化について紹介するイベントの開催又は他イベントへの出展参加
- ウ ウェブサイトの作成
 - ・東美濃地域の食文化をフックに観光誘客につなげるウェブサイトの作成
 - ・上記のイベントにより東美濃地域への興味・関心を持った参加者が、実際に当地に来 訪する意欲を高める受け皿となる内容とすること。

(2)業務の実施体制

- ア 事業実施の能力及び事業実施体制
 - ・類似事業の実績、ノウハウなど
- イ 事業費の妥当性

(3) 社会的課題の解決

社会的課題への取組み

3 応募の手続き等

(1) スケジュール

ア 公募要領等の公表・配布 : 令和6年1月19日(金)~1月31日(水)

イ 公募要領に関する質問受付:令和6年1月19日(金)~1月31日(水)

ウ プロポーザル参加申込受付:令和6年1月19日(金)~1月31日(水)

工 企画提案書受付 : 令和6年1月19日(金)~2月2日(金) 正午

オ プロポーザル評価会議 : 令和6年2月上旬(書面評価)

カ 選定結果の公表 : 令和6年2月上旬

(2) 公募要領等の配布

ア 配布期間 令和6年1月19日(金)~1月31日(水)

午前9時~午後5時(土日祝日を除く)

イ 配布場所 恵那市商工観光部観光交流課 観光企画係

(〒500-8570 岐阜県恵那市長島町正家1丁目1番地1)

岐阜県観光国際部観光資源活用課 観光コンテンツ係

(〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号)

※公募要領等は、恵那市ホームページ及び岐阜県ホームページ内の以下のページに掲示します。

(恵那市 HP)

https://www.city.ena.lg.jp/kanko_sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/index.html (岐阜県HP)

https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/

(3) 公募要領等に係る質問受付

ア 受付期間 令和6年1月19日(金)~1月31日(水) 午後5時15分まで

イ 提出方法

質問は(別紙1)の様式により、電子メール又はFAXにより提出してください。 ※提出後は、下記提出先に確認の電話をしてください。

※電子メールの場合は、件名を『首都圏における東美濃の中山道プロモーション業務委託』 として送信してください。

ウ 提出先

岐阜県観光国際部観光資源活用課 観光コンテンツ係

FAX: 058-278-2674

電子メールアドレス: c11337@pref.gifu.lg.jp

工 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、 随時、恵那市及び岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開します。

(恵那市 HP)

https://www.city.ena.lg.jp/kanko_sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/index.html (岐阜県HP)

https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/

(4)参加申込受付

ア 受付期間 令和6年1月19日(金)~1月31日(水)午後5時15分(必着)

- イ 提出書類
 - (ア) 参加申込書・・・・・・・・別紙2
 - (イ) 共同体構成員届出書・・・・・・・別紙3 (該当する場合のみ)
 - (ウ) 共同体協定書・・・・・・・・・別紙4 (該当する場合のみ)
 - (エ) 共同体委任状・・・・・・・・別紙5 (該当する場合のみ)
- ウ 提出方法

参加希望者は、参加申込書(別紙2)を、県観光資源活用課まで持参又は郵送により提出 (期間内に必着)してください。なお、持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日 の午前8時30分から午後5時15分までとします。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

TEL: 058-272-1111 (代表) 内線 3934

(5)企画提案書受付

ア 受付期間 令和6年1月19日(金)~2月2日(金) 正午(必着)

- イ 提出書類 以下の書類を提出してください。
 - (ア)企画提案書(様式1)

※企画提案書については、様式1のほか任意様式による補足資料の提出を認める

- (イ) 見積書(任意様式)
- (ウ) 法人等概要書(様式2)

ウ 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

エ 提出方法

県観光資源活用課まで持参又は郵送により提出してください。

持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分(<u>最</u>終日は正午)までとします。郵送の場合は、必ず「簡易書留」又は「特定記録」とし、期間内に必着するようにしてください。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(6)参加に際しての留意事項

ア 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- (ア) 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (イ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (ウ) 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に 開示した場合
- (エ) 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- (オ) 公募要領に反すると認められる場合
- (カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (キ) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

イ 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

ウ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の 法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用 いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

エ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

オ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除 く。)

力 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

キ 費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

クその他

- (ア)参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要項等の記載内容に同意したものとします。
- (イ) 提出された企画提案書等は、恵那市情報公開条例(平成16年10月25日条例第14号)

及び岐阜県情報公開条例(平成 12 年岐阜県条例第 56 号)に基づく情報公開請求の対象となります。

(ウ)企画提案書の提出後に辞退をする場合は、<u>令和6年2月5日(月)正午まで</u>に、辞退届 (様式自由)を県観光資源活用課まで持参又は郵送により申し出てください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積 書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税を うち書きすることとしてください。

イ 本事業実施に係る通信運搬費(電話回線使用料、郵送料等)、事務費(消耗品費等)は必要に応じて計上してください。

ウ パソコン、複合機 (コピー/FAX) 等の購入に係る経費については、県の委託費に含みません。(レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。)

エ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

(8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

岐阜県観光国際部観光資源活用課 観光コンテンツ係

〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号

TEL: 058-272-1111 (代表) 内線 3934

FAX: 058-278-2674

電子メールアドレス: c11337@pref.gifu.lg.jp

(注意1) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファックス又は電子メールにて提出 した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。

(注意2) メール送信の際は、件名に『首都圏における東美濃の中山道プロモーション業務 委託』と記したうえで送信してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、別に定める委員により組織された『首都圏における東美濃の中山道プロモーション 業務委託プロポーザル評価会議』が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類により評価を行い、競争性・ 透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価会議構成員が 評価・採点し審議のうえ選定します。

2 評価会議

(1) 日時

令和6年2月上旬

(2) 開催方法

書面開催

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

4 最優秀提案者の決定

- ・上記評価項目について、提出書類により評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各 評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、 別表に示す業務の実施計画及び実施体制等に関する評価会議構成員の評価点の合計が同評 価項目の評価点上限合計点の60%を満たさない提案者は、選定の対象としません。
- ・同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最 優秀提案者とします。上記においても複数の同点者が生じた場合は、くじ引きの上、最優 秀提案者を決定します。
- ・提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該応募者を 最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、または提案者がない場合 には、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、評価会議終了後、契約交渉の相手方が決定してから、以下の項目を恵那市及び 岐阜県のホームページで公表するとともに、最優秀提案者として選定されたかどうかについて、 参加者に文書により通知します。

- (1) 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の名称及び評価点(提案金額を含む。)
- (2) 全提案者の名称(申込順)
- (3) 全提案者の評価点(得点順)(提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。)
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名
- (6) その他、最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

なお、応募者が2者の場合、(3)は公表しません。

また、契約締結後、恵那市及び岐阜県のホームページにおいて、契約者、契約日、契約金額等を公表します。

第4 契約についての留意事項

東美濃歴史街道協議会(以下「協議会」という。)は選定した最優秀提案者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、協議会と最優秀提案者の協議により最終的に決定します。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には、評価結果において評価点が次に高い提案者と協議を行います。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

業務の実施にあたっては関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、協議会と協議のうえ、 業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する 法律(平成15年5月30日号外法律第57号)及び仕様書別記2「個人情報取扱特記事項」 に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努 めてください。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の ために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

協議会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、協議会は契約の解除ができます。この場合、協議会に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、協議会及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

契約候補者が、恵那市から「入札参加資格停止要綱」又は「恵那市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、並びに、岐阜県から、「岐阜県製造

の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に「恵那市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問い合わせ先

岐阜県観光国際部観光資源活用課 観光コンテンツ係 〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号

TEL: 058-272-1111 (代表) 内線 3934

FAX: 058-278-2674

電子メールアドレス: c11337@pref.gifu.lg.jp

別表

評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として評価し、構成員の評価点の合計により算出する。なお、業務の実施計画及び実施体制等に関する評価点合計値の6割を最低基準とする。

(1) 業務の実施計画に関する評価

評 価 項 目				評価基準点				
1	<pr戦略の策定></pr戦略の策定>	イベントの実施によるPRとWEBサイトによる 情報発信が相互に作用し、地域への誘客に つながるような戦略建てがなされているか。	非常に 優秀 (10点)	優秀 (8点)	普通 (6点)	やや 劣る (4点)	劣る (2点)	
2	<イベント全体設計 >	事業主旨を踏まえてイベントのコンセプトを設定し、コンセプトに沿った企画内容となっているか。	非常に 優秀 (10点)	優秀	普通 (6点)	やや 劣る (4点)	劣る (2点)	
3	<イベント会場選定 >	中山道のつながり等を活用した歴史的・文化 的なストーリー性を持って、東美濃地域の食 や歴史、文化のPRができる会場であると同時 に、普段の客層や客数など認知向上及び誘 客に適した会場を選定しているか。	優秀	優秀 (8点)	普通 (6点)	やや 劣る (4点)	劣る (2点)	
4	<会場設営・運営体制>	全体のPR戦略及びイベントのコンセプトを基に統一的な装飾や個々の装飾を企画しているか。 また、会場での運営体制は充分な体制が見込まれているか。	非常に 優秀 (10点)	優秀	普通 (6点)	やや 劣る (4点)	劣る (2点)	
5	<イベントの WEB 告 知等>	適切なターゲットを設定し、ターゲット層に効 果的な告知方法が採られているか。	非常に 優秀 (10点)	優秀	普通 (6点)	やや 劣る (4点)	劣る (2点)	
6	<webページ構築 ></webページ構築 	五平餅や栗きんとんをはじめとする東美濃地域の食を中心に、魅力を発信できるWEBページとなっているか。	非常に 優秀 (10点)	優秀 (8点)	普通 (6点)	やや 劣る (4点)	劣る (2点)	
7	<webページの構成></webページの構成>	WEBページは閲覧者に分かりやすい構成となっており、多様な機種・ブラウザに対応する内容となっているか。 また、東美濃観光ガイドへの掲載にあたって、スムーズな引継ぎができる計画を立てているか。	非常に 優秀 (10点)	優秀 (8点)	普通(6点)	やや 劣る (4点)	劣る (2点)	
	小 計			70点満点				

(2) 業務の実施体制等に関する評価

評 価 項 目			評価基準点					
1	業務遂行体制	事務局の求めに応じ、打合せや問い合わせに速やかに対応できる体制となっているか。 また、業務を円滑かつ確実に遂行するため、 類似事業の経験を有するスタッフを多く配置 できているか。	非常に 優秀 (10点)	優秀 (8点)	普通 (6点)	やや 劣る (4点)	劣る (2点)	
2	業務遂行能力	業務を円滑かつ確実に遂行するため、多くの 類似事業の受託実績を有しているか。	非常に 優秀 (10点)	優秀	普通 (6点)	やや 劣る (4点)	劣る (2点)	
3	事業費	事業費の積算は妥当であるか。	非常に 優秀 (5点)	優秀 (4点)	普通 (3点)	やや 劣る (2点)	劣る (1点)	
				25点満点				

(3) 社会的課題の解決に関する評価

		評 価 項 目	評価基準点					
1		障がい者雇用(企画提案書 3 (1)又は(2)を 達成している場合は2点)	非常 優 (2					
2	社会的課題への取り組み	仕事と家庭の両立(企画提案書 3(1)に登録・認定の場合は1点、(2)に登録・認定の場合は1点(2)に登録・認定の場合は2点)	非常に 優秀 (2点)	優秀 (1点)				
3		若者の採用・育成(企画提案書 3に認定されている場合は1点)	非常 優 (1)					
	小 計			5点満点				